

新型コロナウイルス感染症

山形県・山形市「緊急事態宣言」

◎緊急対策（期間延長）

期 間：令和3年4月12日（月）から4月25日（日）まで

※ 以下の対策は、**山形市**を対象として実施します。

1 山形市民等への呼びかけ

（1）実効性のある対策徹底の要請

- **山形市全域**で不要不急の外出や移動を自粛してください。
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようしてください。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、今は慎重に判断してください。
- 催物の開催基準に合致する場合も、集会・イベントの開催は慎重に判断してください。
- 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底してください。
- **山形市**以外の方については、**山形市**との往来は可能な限り控えてください。
- 特にまん延防止等重点措置の対象区域との往来は可能な限り控えてください。

（2）飲食店への呼び掛け強化

- 民間企業・各関係団体の協力による広報の実施
- 飲食店への個別通知の実施
- 繁華街での呼び掛けの実施

2 山形県と山形市が連携した早期発見と感染拡大防止対策

（1）緊急拡大検査の実施

- 中心市街地において、飲食店従業員への集中的な検査を実施

（2）高齢者施設における検査体制等の強化

- 高齢者施設（通所系・訪問系）において、施設職員への幅広い検査を実施

（3）保健所体制強化による感染の封じ込め

- 山形市保健所への緊急応援
 - ・ 山形市保健所における業務状況を踏まえ、山形市が応援要請した場合、県は速やかに職員派遣などの緊急応援を継続

3 営業時間短縮要請

(1) 感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請

- 対象期間 令和3年4月12日(月)から令和3年4月25日(日)まで
- 対象施設 食品衛生法上の営業許可を取得している次の施設
 - ① 接待を伴う飲食店
 - ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗
 - ② 酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)
- 対象区域 山形市全域
- 要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業
- 協力金 営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者に対し、「山形県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」を支給

以上